

地頭の系譜

一 豊後国田染庄曾禰崎氏について

中野幡能

一、曾根弥氏の研究

三、宇佐神領の崩壊

二、田染庄との関係

四、石垣原の戦

一、曾禰崎氏の研究

とも有、となつてゐる。しかし曾根崎文書によると平氏になつてゐる。即ち文治三年五月九日の將軍源賴朝家下文案によると平通隆が肥前國基肆郡曾禰崎、堺別肩行武名の地頭職を安堵せられてゐる(曾根崎文書)。

曾禰崎系図によると、曾禰崎氏は平将門次男将隆四代の孫将通が久安の頃肥前曾禰崎に下つたとなつてゐる。平安末鎌倉初期の平氏を使用されていた事が判明するので、平氏である事に従うべきであろう。頼朝の下文は太宰府によつて同三年六月十七日施行されているが同名等は平家の没官領であつたとなつてゐる(曾根崎文書)。

豊後国田染庄糸永名は宇佐宮領で三十町を有する。この地頭職が曾弥崎氏であるが、同氏は肥前國の御家人であつたこの事は豊後国団田帳によつて知られていた事であるが、その肥前國との関係については曾根崎文書の発見で始めて世に紹介された。

曾禰崎氏については從来色々と研究されて來てゐる。弘化四年九月の後藤碩田の研究は団田帳の考証にもみられる。それによると曾禰崎氏の出自は次の説にみられる(豊後国団田帳)

即ち

一、新羅三郎義光子武田冠者義清子に曾禰崎禪師嚴尊有、此末葉、今村名あり、元祿村帳には糸永村有、
二、曾禰崎氏は村上源氏渡辺源二綱後胤、曾禰崎法眼豆子信乃坊慶信と云人、後淡路入道桂増と号、正安三年於筑

紫卒是也、渡辺綱は大系団に嵯峨源氏と云、又仁明源氏

となつてゐる。しかし曾根崎文書によると平氏になつてゐる。即ち文治三年五月九日の將軍源賴朝家下文案によると平通隆が肥前國基肆郡曾禰崎、堺別肩行武名の地頭職を安堵せられてゐる(曾根崎文書)。

曾禰崎系図によると、曾禰崎氏は平将門次男将隆四代の孫将通が久安の頃肥前曾禰崎に下つたとなつてゐる。平安末鎌倉初期の平氏を使用されていた事が判明するので、平氏である事に従うべきであろう。頼朝の下文は太宰府によつて同三年六月十七日施行されているが同名等は平家の没官領であつたとなつてゐる(曾根崎文書)。

豊後四年四月三日には子の通友が地頭職に任せられた。曾弥崎は分らないが、行武名は建久八年七月の通友の注進状によると七十丁といふ大きな名である。豊後でいうと弥勒寺領都甲莊と同一の規模をもつてゐる。

基肆郡といえば宇佐宮との関係も深く丁度同じ頃同郡重枝名廿四丁二反、三根西郷下毛蘭五町及び伊佐早村か宇佐大宮司公通買得の私領として領有されている頃である。このようにして肥前國御家人曾禰崎氏が宇佐宮領との関係がついてくるのである。豊後に關係をもつようになるのは曾禰崎慶増の時である。

文永十一年の蒙古合戦の賞として、弘安元年七月八日に將

軍家政所より田染庄家糸名地頭職として曾弥崎慶増が補せられたのである（曾根崎文書永一五四号）。糸永名は三十町で行武名の半分であり（弘安八年 豊後國田帳）、綿貫左衛門入道行仁の跡であつた（曾根崎文書弘安元七・八）。

二、田染庄との関係

豊後国の田染庄は古くより宇佐宮領であつた。弘安八年には田染庄は本郷（四十二町）、吉丸名（二十一町）、糸永名（三十町）、櫛来浦（十五町）、五名に分れていた。本郷大田原浦（十五町）は弁府ともいわれた（図田帳）。

これ等の名の地頭としては本郷は大蔵卿法眼有寛（磧田の分註によると有寛は植田八郎有綱五男・大分郡靈山執行有豪の子有寛・大夫坊有季の親也とあるが、そうであろう。）、吉丸名は名越尾張入道、櫛来浦は分注によると田北親元となつており、大田原浦は小田原重直であつた（図田帳）。

この中にある糸永名地頭として曾弥崎慶増が補され、その前は綿貫氏であったわけである。糸永名が史料にみえる初見は到津文書字佐宮権大宮司宇佐昌職の讓状（長治元年十二月一日）であるが、その名の宇佐宮にとつて重要な意義をもつていた点は既に述べたので（拙稿「豊後國富貴寺の建立」日本歴史九〇号一二三頁）。

つた。

この外鎌倉南北朝期にみられる田染庄の名は、末次・永正・恒住・行成・末久・重安・金丸・延弘・光並・小手則の十名が外にみられる（前掲）。曾弥崎慶増は又正応二年三月十二日には弘安四年の蒙古合戦の勳功により肥前国神崎庄を配分された（曾根崎文書）。

更に弘安九年十月廿九日には関東の下知により豊前国佐野次郎丸を領知せしめられた。これは石門合戦の忠により軍功を賞せられ、充行われたのである（前掲文書）。前は兵庫馬次郎兵衛入道が領知していた名である。佐野村は豊前宇佐郡にあり宇佐宮領高家郷にできた村で弥勒寺領である。

正和の神領興行は西国の他社にも石清水にもみられない事である。恐らく皇室並びに鎌倉幕府の宇佐八幡宮に対する元寇の神恩に対する特別のはからいであつた事と思われるが（職制度 神道学才九号）、この時既に宇佐宮は多くの庄園を武士に押領されていたのである。興行の法による施行は正和元年の終りから盛んに訴えられたが、その一つに田染庄重安名及び田原道伝の女子藤原氏女の重安名及び尾崎行信による尾崎屋敷三ヶ所及び為延屋敷二ヶ所について、領家側から田染忠基が社家に返付を訴えたので、尋下すに糸永名地頭曾弥崎十郎左衛門三郎通定法師道西は重安名は祖父慶増以来道慶ではない事にするが、宇佐宮にとつては極めて重要な名であ

決した結果、糸永名中に重安名がある事は普通の儀に非ずとなし、正和二年七月十二日何れも鎮西奉行北条政顯は社家宇佐宮へ返付を下知している（永弘文書）。

暦応四年五月八日の到津文書によるところの時既に田染庄内の岡田帳にない名即ち重安・永正・小手則・末次名等は正和の興行により社家に返付せられたとあるので、正和以前に於いては田染庄は殆んど武家に押領せられ、且又曾弥崎の事件の際に於いても返付せられた事が知られる。

それより先道西の父曾根崎通幸は宇佐宮仁王講田を押領したもので三答の陳状を求められたが、既に死去しているので文保元年に田染忠基は子息曾弥崎道西に三答状を召出さしめ、急速に沙汰を致し、無道を停止し、その身を罪科に処せられん事を訴えた（永弘文書）。文保二年三月にはそこで鎮西奉行は道西をして陳状を出し参決せしめた（永弘文書）。このように曾弥崎氏が田染庄に入つて活動のあとがみられるが、嘉暦四年七月廿五日には道西は親子の義を以て田原貞広に糸永名三十町之内畠五町分を譲つている（永弘文書）。既に後大友一族の雄田原氏との婚姻が行われるようになつてゐるのである。

三、宇佐神領の崩壊

南北朝時代になると、国家は両統に分裂して莊園は武士に

押領され社寺は益々衰えて行くのである。鎌倉末より盛んに活動した曾弥崎道西は建武三年六月廿日には肥後國臼杵庄地頭職の一部分を勲功の賞として源某に宛行われた（曾根崎文書）。

その外、建武二年七月十九日には豊前宇佐郡佐野村小犬丸内布留殿名田地壹町五段・屋敷壹町等を嘉暦四年の道性の契状によつて、今仁又次郎入道覺祐に知行せしめた（曾根崎文書）。

建武三年十二月には筑後國豊嶋右衛門三郎跡の地頭職を勲功の賞として宛行された（曾根崎文書）。これは尊氏の東上に参加しその戦功によるものであろう。建武五年八月十一日には沙

弥某は「田染別府内田地拾五町（豊前弥太郎跡内）地頭職」を宛行された（曾根崎文書）。この頃宇佐宮神官で田染庄荘官と考えられる田染宣基は、北党に属して、山城國八幡合戦に参加した、

その為宇佐宮により宮寺僕議して神官名帳を解かれ没官された（永弘文書）。曾弥崎氏の勲功も或は山城國の戦功によるものではなかろうか。このように神官が武士化する状態はこの頃最もはげしくなつて行くのである。ついで正平六年は西征宮は筑後に兵を進め、北党を悉く降した年で、豊後田原貞広は南党に属していた時である。四代目曾弥崎通秀は大友氏時に従つて正平六年九月には立花山・宗像・豊前宇佐郡糸口原・同安心院の合戦に参加し、その功を上申している（曾根崎文書）、通秀は「肥前國曾弥崎通秀」とあることよりすると未だその本

領は肥前基肆郡にあつたのであろう。

(正平七年)

觀応三年六月には大友氏時命を奉じてはその功により通秀は田染庄糸永名を預置いている(曾弥崎)。しかし宇佐宮の権力はどんどん侵略されて行く、五代目の通康は尾崎入道と共に田原別府・田染庄光並・行成名及び須賀半田八段、及び糸永名の供米を押妨した。下宮番長擬太宮司永弘重輔は守護大友に訴え、応永二年十一月に古庄備後入道及び都甲右衛門入道によつて打滅されている(永弘文書)。このように領主の異なる両豊に關係をもつ宇佐宮の苦心、而かもその經濟關係を維持する為には、辛うじて同族團の上にあつて古代權力のみによりかゝつてゐる宇佐番長職は極めて困難な立場に追いつまるのである。

四、石垣原の戦

莊園制の崩壊は社寺貴族を没落せしめ、從来の秩序に新しい、社会的規制を生んで行く、こうして生れてくるのは守護大名の発生である。豊後の大友、豊前の大内と守護大名の成立によつて宇佐八幡は從来最も關係深い日向との關係まできれてしまふ。即ち應応四年十月十九日に大宮司宮成公右は日向国大墓別府に済物を進済せしめてゐるが(土持)、これが日向の庄園とのつながりのある最後である。

室町時代に至ると武士は夫々同族によつて團結し、同族の關係なき氏族は衰えて行く、曾弥崎氏も、それまでの如く中

央に乗り出す機会もなく、大友一族でない外様の土豪になつてしまい、先例によつて漸く地方の土豪としての命脈を保つにすぎなくなつて行く、六代目の但馬守は実名も不明であるが、大友持直に宇佐郡佐野村小犬丸を預けられている(曾根崎)七代伊勢守も実名明らかでなく永享七年七月廿三日大友親綱より感状を給つてゐるが(曾弥崎)現存しない。系図には次に威人佐、次に繁通がある、繁通は他の土豪が行つていた八朔の祝儀の文書が遺つてゐるだけである。しかしその上聯介は文正元年田染庄九十町の段錢四十五貫文中四貫百五十文を納めている(永弘文書)。その間政親より感状をうけている(曾根崎)。文明十九年十一月十日には同じく卅六貫四百文中五貫五百文を納めているので(永弘文書)、田染庄では最も有力な土豪であつた。

次の助三郎は天文五年二月廿日には佐田口の戦・宇佐郡妙見岳の防戦で大友義鑑の感状をうけている(曾根崎)。而して最後に曾弥崎河内入道に宛てた着到の忠節を諭した大友宗嚴(義統)の書状がある。花押によれば文禄三年より慶長八年までの花押である。この事よりすると恐らく慶長五年の石垣原の戦の際におけるものであろう。石垣原で敗れた河内入道は豊後大分郡庄内に入つて帰農し、庄屋になつてしまふのであるかくて大部分の大友輩下の武士たちが逃つたと同じ道を逃つて行つたのである。